

←

第5条（紹介手数料の返還） ←

甲に採用された候補者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当該候補者の一身上の都合で退職した場合および当該候補者の責によるべき事由により退職した場合、当該候補者の退職後速やかにその事実を乙に連絡するものとする。また、乙は前条第1項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を次号に従って、退職があった日の属する月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に返金するものとする。 ←

- ・ 1 か月以内の退職：紹介手数料の 50% ←
- ・ 1 か月以上 2 か月以内の退職： 30% ←
- ・ 2 か月以上 3 か月以内の退職： 10% ←